

特定農山村地域における農林業等の活性化のための 基盤整備の促進に関する法律について

農林水産省構造改善局 農政部 就業改善課

課長補佐 佐藤 速水

I 本法制定の背景

(1) いわゆる中山間地域は、耕地面積、農業従事者数及び農業粗生産額においてそれぞれ全国の約4割を占めるなど我が国農業生産において大きな地位を占めるとともに、地域における農林業の生産活動を通じて、国土や環境の保全等の多様な役割を果たしているところであるが、他方、これらの地域においては、地勢等の地理的条件が悪く、一般に農業の生産条件が不利であることに加え、近年、農林業の担い手の減少・高齢化の進行が著しいことから、農林業の生産活動が停滞し、これに伴い耕作放棄地等が増大しつつある。さらに、魅力ある就業・所得確保の機会が乏しいこともあって、農林業のみならず地域社会全体の活力が低下しつつあり、このまま推移すれば、中山間地域の果たすべき役割に重大な支障を生ずることが懸念されている。

(2) このような状況の下で、昨年6月に「新しい食料・農業・農村政策の方向」が公表されるとともに、本年1月農政審議会において「今後の中山間地域対策の方向」が取りまとめられたところである。これらの中で示されたように、中山間地域においては、各地域の諸条件に応じて、その創意工夫を生かしつつ、農林業の活性化を図るとともに、農林地の効率的かつ総合的な利用、他産業の導入等を行うことにより、地域における就業・所得機会の増大を図ることが急務となっている。

(3) 以上のような観点から、関係省庁が連携して、中山間地域について、農林業を中心としてその他の事業を含めた活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることとし、本年3月国会に提出し、去る6月8日成立、9月28日施行したところである。

II 本法の概要

次に、本法の概要について述べることとする。

1. 対象地域

本法の対象地域（特定農山村地域）は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、農林業が重要な事業である地域として、その要件については、政令で定められている。なお、対象市町村数は、1,730市町村である。

また、特定農山村地域については、主務大臣がこれを公示することとしている。（第2条第4項）

2. 基盤整備計画の作成（第4条）

特定農山村地域の市町村は、地域の特性を生かして、農林業等活性化基盤整備計画を作成することができることとしている。

計画事項は次のとおりであるが、このうち、②については都道府県知事の承認を要するものとしている。

- ① 農林業その他の活性化の目標
- ② 農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項
- ③ ②に関連した農林業生産の基盤の整備・開発及び産業の振興を図るための公共施設の整備に関する事項
- ④ その他主務省令で定める事項

なお、②の「農林業等活性化基盤整備促進事業」とは、具体的には市町村が行う次に掲げる事業をいうものとされている。（第2条第3項）

- ア 次に掲げる農林業その他の事業の活性化を図るための措置の実施を促進する事業
- a 新規の作物の導入その他生産方式の改善による農業経営の改善（食用きのこその他の林産物の生産を併せ行なうものを含む。）及び

安定に関する措置

- b 農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置
 - c 需要の開拓, 新商品の開発その他地域特産物の生産及び販売に関する措置
 - d 都市住民の農林業の体験その他の都市等との地域間交流に関する措置
 - e その他地域における就業機会の増大に寄与する措置
- イ アのa～eの措置の実施に必要な施設(農林業等活性化基盤施設)の整備を促進する事業
- ウ 農林地所有権移転等促進事業(農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保及び農林業等活性化基盤施設の円滑な整備の促進を図るため, 農林地等を対象として, 所有権の移転等を促進する事業)
- エ 農林業等を担うべき人材の育成・確保その他農林業その他の事業の活性化を促進するために必要な事業

このように, 市町村の作成する基盤整備計画は, 地域において, 農林業を中心とした事業の振興を図るために市町村が行うソフト活動, これを支援するための施設整備と必要な土地の確保, 権利移転の円滑化などが主たる内容となっているが, その性格は, 地域での話し合いを積み上げて, 農林業を中心とした事業の振興を通じた地域の活性化を図っていくための基本となるものである。したがって, ここに記載された内容は, 既存の制度や事業, あるいは今後登場しうる新たな支援策の中で採り上げられることによって, その実行を図っていくことになる。

3. 農業経営改善及び安定計画の認定及び資金の確保(第5条及び第6条)

地域ぐるみでの新規作物の導入その他生産方式の改善による農業経営の改善・安定を促進するため, 農業者の組織する団体がその構成員のために作成する農業経営改善安定計画についての市町村による認定制度を創設し, この認定を受けた計画の実施に対する国及び都道府県の資金の確保の努力規定が設けられている。

なお, 本措置に関連した予算措置として, 濃密な営農指導の下, 認定を受けた計画を作成した団

体やその構成員に対し, 実際の収入が目標収入を一定以上回った場合, その差額を限度(上限10アール(又は家畜一頭)当たり50万円)に, 経営費を低利(平成5年6月4日現在4.0%)で融通する制度(中山間地域経営改善・安定資金融通促進事業)を創設したところである。

4. 農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定及び課税の特例(第7条及び第15条)

農林業等活性化基盤施設の設置に係る事業を行おうとする者の作成する事業計画についての市町村による認定制度を創設し, 認定を受けた計画に従って設置した施設については, 税制上の特例措置(特別償却等)が講じられることとされている。

5. 所有権移転等促進計画の作成等(第8条～第11条)

所有権移転等促進計画は, 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保及び農林業等活性化基盤施設の円滑な整備の促進を図るため, 農林地等を対象として, 所有権の移転等を促進するための計画であり, その作成手続等は, 次のとおりである。

- ① 基盤整備計画を作成した市町村は, 3の認定を受けた団体若しくはその参加構成員又は4の認定を受けた者の申出があった場合において必要があるときその他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは, 農業委員会の決定を経て, 所有権移転等促進計画を定めるものとする。

この計画の計画事項は次のとおりである。

- ア 所有権の移転等を行う者及び受ける者の氏名, 住所等
- イ 対象となる土地の所在, 地番, 地目及び面積
- ウ 所有権の移転等の後における土地の利用目的, 移転の時期, 対価等
- ② 所有権移転等促進計画は, 農地転用又は市街化調整区域内の開発行為に係る権利移動を含むときには, 都道府県知事の承認を受けなければならないこととされており, この場合, その計画が農地転用に係るものを含むときには, 都道府県知事はあらかじめ都道府県農業会議の意見を聴かなければならないこととされている。
- ③ 市町村は, 所有権移転等促進計画を定めたと

きは、遅滞なくその旨を公告するものとし、当該公告時に所有権の移転等の受果が生ずることとされている。

また、当該計画に基づく所有権移転等については、登記の特例措置（嘱託登記）、税制上の特例措置（譲渡所得の特別控除（800万円）等）を講ずることとしている。

6. 森林組合法の特例（第12条）

地域における農用地の保全のため、一定の手続きを経て、森林組合は、委託をうけて農作業を行う事業を実施することができることとされている。

7. 土地改良法の特例（第14条）

基盤整備計画で位置付けられた一定の林業用施設については、土地改良事業の実施に伴う共同減歩によりその用地を生み出せることとされている。

8. 地方財政上の措置（第16条及び第18条）

第3セクターによる一定の農林業等活性化基盤施設の整備に係る不均一課税に伴う減収補てん措置及び地方債の特例措置を講ずることとされている。

9. その他

このほか、農業協同組合と森林組合の連携（第13条）、国等の援助（第17条）、農林業生産基盤の一体的な整備等の促進（第19条）、国有林野の活用（第21条）、生活環境の整備（第22条）に関する規定等が設けられている。

また、この法律における主務大臣は、国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とされている（第23条）。

Ⅲ おわりに

本法の施行により、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法等の既存の地域振興立法と相まって、中山間地域の活性化が図られるようにしていきたいと考えている。

(参考) 特定農山村法と既存の地域振興立法との関係

